

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第283回 中国労災保険制度の最新運用規則

2025年11月13日、中国人民的資源・社会保障部は『「労災保険条例」執行に関する若干の問題についての意見(三)』(以下、「本規定」という。)を公布し、『労災保険条例』の具体的運用規則に新たな規定を設けた。従業員が就業中に事故に遭った場合、労災保険各項目の給付を受けられるかどうかは、労災事故処理の難易度と企業の経済負担に大きく影響される。今回は本規定のうち日系企業が注目すべき重要なポイントについて解説する。

◇日系企業従業員の労災事故事例

日系現地法人A社は上海市を本社登録地としており、北京市に支社を設立している。しかし、北京市の現地従業員は労働契約を上海本社と締結し、その社会保険は北京支社を通じて北京市に納付している。A社本社とA社北京支社は、中国法では異なる2つの雇用主体であり、社会保険法の規定によると雇用主体と社会保険納付主体は一致している必要がある。そのため、厳密に言うところの点でA社にはコンプライアンス上の瑕疵が存在する。

ある日、北京の従業員B氏が上海出張中に交通事故で負傷した。これは労災状況に該当するはずだが、労災認定申請の際に雇用主体と社会保険納付主体が一致していないことが原因で、北京市の社会保険取扱機関に受理されなかった。その後、A社とB氏が協議を経てB氏の雇用主体を北京分公司に変更し、北京分公司が労災認定申請を提出したことにより、申請は最終的に受理された。

◇本規定の注目ポイント

1、現行の労災保険条例が定める各種労災状況のうち、最も多いのは「就業時間中に就業場所内で業務原因による事故で傷害を負う」場合であるが、この「就業時間中」「就業場所内」「業務原因による」の認定をめぐる紛争が頻発することから、本規定では相応の規定を設けた。

▽「就業時間中」:(1) 法定の労働時間(2) 労働契約で約定した労働時間(3) 雇用主が規定する就業時間(4) 雇用主が指定した任務を完了するまでの時間(5) 時間外労働時間。

▽「就業場所内」:(1) 従業員による日常の生産経営活動への従事を雇用主が効果的に管理できる区域(2) 従業員がある特定業務の完了のために関わる雇用場所以外の関連区域(3) 従業員が業務上、その業務職責に関連する複数の場所を往来する際の合理的区域。

▽「業務原因による」:(1) 本業に従事している時に負った傷害(2) 雇用主が割り当てた業務を完了するために負った傷害(3) 雇用主の正当な利益を守るために負った傷害(4) 就業時間中に合理的場所において必要不可欠な生理的欲求を満たすために負った傷害。但し完全に個人の原因による傷害を除く。

2、交通事故に関わる労災認定2要件

▽「非本人主要責任」:交通警察発行の法的文書若しくは裁判所の有効判決を根拠とする。

▽「通勤途中」:(1) 合理的時間内に勤務地と住所地を往復する合理的ルートでの通勤途中(2) 合理的時間内に勤務地と近親者の居住地を往復する合理的ルートでの通勤途中(3) 日常業務生活に必要な活動に従事し、かつ合理的時間と合理的ルートでの通勤途中(4) その他合理的時間と合理的ルートでの通勤途中に属する場合。合理的時間、合理的ルートには休暇など個人活動中や私事の処理による往復時間とルートは含まない。

3、労災による死亡の時刻は、医療機関発行の『住民死亡医学証明（推定）書』に記載された死亡時刻を根拠とする。当該文書がない場合、公安機関発行の死亡証明書に記載された死亡時刻を根拠とする。

4、在宅勤務従業員の場合、在宅勤務時間中に確かに業務が原因の事故で傷害を負ったことを証明する証拠がある場合は労災認定できるが、ウェイシン、電話、メール等の通信方式を利用した簡単な業務連絡や、臨時的・偶発的なものは含まれない。

5、従業員の在宅時における突発疾患は、在宅業務が雇用主による業務上の要求や必要に基づいて行われ、かつ日常の業務強度や業務状態と基本的に一致し、労働者の休息時間を明らかに占有していることを証明する十分な証拠がある場合、「就業時間中」「就業場所内」において発生したとみなすことができる。

6、本規定は、労働者が労災治療期間中に医療機関から権利侵害を受けた場合、当該医療機関の権利侵害に起因する関連医療救済及び経済的賠償は労災保険の賠償範囲に属さないことを明確にした。

◇日系企業へのアドバイス

労災に該当する状況が発生したにもかかわらず、直ちに適切に対応しなかったことが原因で従業員が各種労災保険給付を受けられなかった場合、労働紛争や民事紛争に発展する可能性が極めて高くなる。そのため、従業員が就業中に事故に遭った場合、特に重傷を負った場合は、迅速かつ効果的に対応し、労災認定を受けるべく積極的に申請を行うべきである。

ハロー、瀋陽市大東区でロボタクシー事業

中国メディアの新華網によると、フィンテックのアント・グループが出資するシェアモビリティ大手の哈◆（ロヘンに羅）出行（ハロー、上海市）が、遼寧省瀋陽市大東区政府とロボタクシー（自動運転タクシー）事業の展開に向けた協定を締結した。このほど大東区内のビル「智能網聯大廈」で調印式が行われ、同社の東北地域初となるロボタクシー事業拠点を大東区に設けることと、産業基盤づくりを共同で進めることを正式に決めた。

協定によれば、ハローが大東区内でロボタクシーを商業運行するための運営体制を構築し、大東区政府がインフラ整備や実証環境の提供を担う。また両者は、「データ共同イノベーション実験室」を新設し、人工知能（AI）と交通データの連携技術を共同研究することでも合意した。瀋陽市で進む「車両・道路・クラウドを統合する先端交通システム」の高度化に共同で取り組む。

大東区は近年、スマート・コネクテッドカー（つながる車）産業を重点産業に位置づけ、計137キロのスマート道路や自動運転車95台を接続したクラウド制御プラットフォームを整備してきた。累計試験走行距離は116万キロを超え、産業実装に必要な基盤が整いつつある。（時事）